

輸 入 発 表 第 1 5 号
令 和 4 年 1 0 月 1 8 日
(一部改正) 輸 入 発 表 第 9 号
令 和 6 年 6 月 2 7 日
経 済 産 業 省

「H F C」の輸入割当てについて

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号）において輸入割当てを受けるべき貨物として定める「モントリオール議定書附属書Fに掲げる物質」の輸入割当てについては、下記のとおり行うこととします。

記

1. 輸入割当ての対象品目及び対象期間

(1) 対象品目

H F C（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書FのグループⅠ及びグループⅡに属する物質）

【附属書F】

物質名	化学式	地球温暖化係数
グループⅠ		
①1・1・2・2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)	CHF ₂ CHF ₂	1,100
②1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134a)	CH ₂ FCF ₃	1,430
③1・1・2-トリフルオロエタン (別名 HFC-143)	CH ₂ FCHF ₂	353
④1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245fa)	CHF ₂ CH ₂ CF ₃	1,030
⑤1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (別名 HFC-365mfc)	CF ₃ CH ₂ CF ₂ CH ₃	794
⑥1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227ea)	CF ₃ CHFCF ₃	3,220
⑦1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236cb)	CH ₂ FCF ₂ CF ₃	1,340

⑧1・1・1・2・3・3－ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236ea)	CHF ₂ CHF CF ₃	1, 370
⑨1・1・1・3・3・3－ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236fa)	CF ₃ CH ₂ CF ₃	9, 810
⑩1・1・2・2・3－ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245ca)	CH ₂ FCF ₂ CHF ₂	693
⑪1・1・1・2・3・4・4・5・5・5－デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)	CF ₃ CHFCHF CF ₂ CF ₃	1, 640
⑫ジフルオロメタン (別名 HFC-32)	CH ₂ F ₂	675
⑬1・1・1・2・2－ペンタフルオロエタン (別名 HFC-125)	CHF ₂ CF ₃	3, 500
⑭1・1・1－トリフルオロエタン (別名 HFC-143a)	CH ₃ CF ₃	4, 470
⑮フルオロメタン (別名 HFC-41)	CH ₃ F	92
⑯1・2－ジフルオロエタン (別名 HFC-152)	CH ₂ FCH ₂ F	53
⑰1・1－ジフルオロエタン (別名 HFC-152a)	CH ₃ CHF ₂	124
<u>グループⅡ</u>		
⑱トリフルオロメタン (別名 HFC-23)	CHF ₃	14, 800

(2) 割当対象期間

輸入割当では規制年度（1～12月）ごとに行うこととします。

2. 申請者の資格

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成30年9月21日付け20180920製局第1号。以下「運用通知」という。）に定める「基本的運用」による割当て又は「例外的運用」による割当てに該当するものとして、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書（当該規制年度において有効なものに限る。）の交付を受けた者又はその者から委任を受けた者

3. 申請手続き

H F Cの輸入割当て・承認の申請は、原則、電子申請で受け付けることとします。

ただし、電子申請を行うことが困難であると 6. 申請・問合せ先が認める場合は、この限りではありません。

(1) 申請方法、申請書類

①電子申請

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当承認同時申請様式」に記載すべき事項（「電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の別表第9に記載の申請項目）を入力し、以下に記載する書類を添付書類として専用電子計算機に備えられたファイルに記録してください。

- ・経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の写し
- ・その他審査に必要があると認められる書類

<電子申請に必要となるコード>

- ・申請受付窓口コード：S A B（貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課）
- ・単位コード：G W P k g
- ・品目コード：H F C
- ・割当方式コード：0（割当方式の省略）

②郵送申請

電子申請を行うことが困難であるため、やむを得ず郵送申請を行う場合は、あらかじめ

6. 申請・問合せ先に相談の上、以下に記載する書類を郵送してください。

- ・輸入（承認・割当）申請書（2通）
- ・経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の写し
- ・その他審査に必要があると認められる書類

(2) 申請受付期間

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書の交付を受けた日から当該規制年度の12月20日まで。

なお、当該規制年度が始まる前に輸入割当証明書及び当該規制年度の1月1日から通関することが可能な輸入承認証の交付を希望する場合は、前年の12月7日までに電子申請してください。

（郵送申請の場合は、いかなる場合も規制年度の1月4日以降の交付となります。）

また、受付期間の最終日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）にあたる場合は、行政機関の休日の翌日まで申請を受け付けることとします。

4. 輸入割当限度数量及び割当基準

輸入割当限度数量は、当該規制年度の消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）が、モントリオール議定書の削減スケジュールに基づく消費量の上限值を超えない範囲で、運用通知に定める運用方法に基づき決定されます。

また、輸入割当ては経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が発給する内示書に記載された輸入承認・割当ての上限値となる数量の範囲内において申請のあった数量を割り当てます。

5. その他事項

HFCの輸入割当て制度においては、輸入割当証明書と輸入承認証の交付を同時に行います。

なお、輸入承認証の有効期限は当該規制年度の12月末日までとなりますので、輸入通関は当該有効期限内に行ってください。

また、この輸入発表により輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の有無に関わらず、当該規制年度分を集計して、経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課オゾン層保護等推進室に輸入通関実績報告書（別紙）にて報告してください。

報告期限 当該規制年度の翌年3月末日（必着）

6. 申請・問合せ先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課（原子力等審査班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3501-1511（内線3251）

メールアドレス bzl-genshiryoku@meti.go.jp

輸入通関実績報告書(令和 年分)

(別紙)

輸入割当証明書

証明書番号

発行年月日

割当て数量

年 月 日

(GWPkg)

年 月 日

住 所

申 請 者 名

代表者氏名

担当者氏名

電 話 番 号

メールアドレス

物質名(別名)	物質の状態	輸入相手国 (船積み国)	GWP 換算係数	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
				有姿数量 (kg)													
				換算数量 (GWPkg)													
				価格(円/ 有姿1kg)													
				有姿数量 (kg)													
				換算数量 (GWPkg)													
				価格(円/ 有姿1kg)													
				有姿数量 (kg)													
				換算数量 (GWPkg)													
				価格(円/ 有姿1kg)													
				有姿数量 (kg)													
				換算数量 (GWPkg)													
				価格(円/ 有姿1kg)													
総輸入実績数量																	

* 総輸入実績数量(GWPkg)/割当て数量(GWPkg) (％)

(GWPkg)

* 割当て数量と総輸入実績数量に乖離がある場合は理由を記載してください。

- 輸入割当て・承認を受けた者は、輸入の実績を本様式（別紙）にて産業保安・安全グループ化学物質管理課オゾン層保護等推進室に報告すること。
- GWP換算数量は特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）に準じて換算する。
- HFC物質を「製品」（混合冷媒等）として輸入した場合は、「物質名（別名）」欄に「製品」（混合冷媒等）、物質名（別名）の順に記載し、物質名（別名）毎に「GWP換算係数」欄及び「換算数量（GWPkg）」欄を記載する。
- 「物質の状態」は以下に従い記載する。
未使用のもの：使用される前の規制物質
使用済みのもの：当初想定されていた目的に沿って既にその用途を終えた規制物質
再利用されるもの：使用中又は廃棄前に回収され、濾過及び乾燥のような基本的な浄化工程を経て 再度使用される規制物質
再生されたもの：使用中又は廃棄前に回収され、特定の品質基準に回復させるために、濾過、乾燥、蒸留及び化学的処理等の工程を経て再生された規制物質

5. 報告期限：当該規制年度の翌年3月末日

※問合せ先：経済産業省産業保安・安全グループ 化学物質管理課オゾン層保護等推進室 TEL：03-3501-4724、e-mail：bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp